

和光市議会基本条例(案)

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条・第4条）

第3章 議会と市民との関係（第5条）

第4章 議会と行政の関係（第6条―第9条）

第5章 政務調査費（第10条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第11条―第13条）

第7章 議員の身分及び待遇、政治倫理（第14条―第16条）

第8章 議会に関する他の条例との関係及び見直し手続（第17条・第18条）

附則

地方自治制度の二代表制の下において、議会は、市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、市民の多様な意見を的確に把握し、市の意思決定機関として負託にこたえなければならない。

この責務を遂行するため、すでに和光市議会は、本会議一般質問における一問一答方式の導入、和光市議会議員政治倫理条例の制定等、さまざまな議会改革を積極的に進めてきたところである。

和光市の地理的、社会的特性に起因する諸課題に対応するため、議員一人ひとりがその責務と役割を自覚し、研さんに努めるとともに、市長等との緊張関係を保持しながら、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、議会の権能を発揮することにより、政策立案、政策提言のできる議会を目指し、もって市民福祉の向上に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会活動及び議会運営に係る基本事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。

第2章 議会及び議員の責務と活動原則

(議会の責務と活動原則)

第3条 議会は次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性を確保し、透明性及び信頼性を高めることにより、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。
- (3) 分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 議会に対する市民の関心が高まるよう努めること。

(議員の責務と活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の場であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を充実させること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (3) 議員は、個別的な事案の解決だけにとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第3章 議会と市民との関係

(議会と市民との連携)

第5条 議会は、積極的にその有する情報を市民と共有を図るため、討議内容及び議決事件を説明するものとする。

- 2 議会は、本会議、委員会、全員協議会を原則公開とする。
- 3 議会は、議会報告会等、市民との意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の機会の拡大を図るものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民等からの政策提案と位置づけ、必要に応じて提出者等から意見を聞くよう努めるものとする。ただし、陳情は、その内容が請願に適合するものに限る。

第4章 議会と行政の関係

(議会及び議員と市長等との関係)

第6条 議員が質疑及び質問を行うに当たっては、論点を明確にするよう努めるために、一般質問においては、一問一答の方式により行うことができる。

- 2 議会及び議員は、市長等との緊張関係を保持しながら、議会審議に臨まなければならない。

- 3 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員又は委員による質疑又は質問に対する答弁に必要な範囲内で、当該質疑又は質問を行った議員又は委員に対してその趣旨を確認するための質問をすることができる。

(市長による政策の形成過程の説明)

第7条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について政策等の形成過程の説明を行うよう求めるものとする。

- (1) 政策等の背景と経緯
- (2) 検討した他の政策案の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかわる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- (8) 市民参加の実施の有無と内容

(予算及び決算における政策説明)

第8条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(市民参加の実施の報告)

第9条 議会は、市長等が和光市市民参加条例（平成15年条例第26号）の定めるところにより市民参加を実施しようとするときは、当該市民参加の目的及び概要について、市長等に対し事前に報告を求めるものとする。

- 2 市長等は、前項の規定により報告した内容に変更等が生じたときは、速やかにその内容を議会に報告しなければならない。

第5章 政務調査費

(政務調査費)

第10条 政務調査費に関しては、和光市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月27日条例第10号）に定めるところにより適正に執行しなければならない。

- 2 政務調査費の収支報告書、会計帳簿等については、積極的に公表するものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会事務局の機能強化)

第11条 議会は、政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化を図るものとする。

(議員研修の充実)

第12条 議会は、政策立案機能の向上に資するよう、議員研修の充実を図るものとする。

(議会広報の充実)

第13条 議会は、議会の活動及び議論の内容について、市民に対し適時に周知するものとする。

2 議会は、周知に当たっては、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう多様な広報手段を活用するよう努めるものとする。

第7章 議員の身分・待遇及び政治倫理

(議員定数)

第14条 議員定数は、和光市議会議員定数条例（平成14年12月9日条例第35号）（以下「定数条例」という。）に定めるところによる。

2 定数条例の改正に当たっては、広く市民の意向を把握した上で、定数を検討するものとする。

3 定数条例の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第15条 和光市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年10月1日条例第29号）の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員の政治倫理)

第16条 議員の政治倫理は、和光市議会議員政治倫理条例（平成14年12月9日条例第36号）に定めるところによる。

第8章 議会に関する他の条例との関係及び見直し手続

(議会に関する他の条例との関係)

第17条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(見直し手続)

第18条 議会は、一般選挙を経た任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、必要があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。